学校法人植草学園における大学・短期大学教員の任期に関する規程

〔制 定 平成23年1月21日〕

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。)に基づき、植草学園大学(以下「大学」という。)及び植草学園短期大学(以下「短大」という。)において任期を定めて雇用する教育職員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める組織及び職名)

第2条 任期を定めて雇用する教員(以下「任期付教員」という。)の組織,職位及び任期は,次のとおりとする。

任期を定める組織	任期を定める職位	任期	再任
植草学園大学 発達教育学部	助手	5年	2年を単位として再任 することができる。

(就業条件等)

第3条 前条に規定する任期以外の就業条件等は、学校法人植草学園職員就業規程による。

(雇用の同意)

第4条 教員を任期を定めて雇用する場合は、別紙様式により、当該雇用される者の同意を 得なければならない。

(雇用手続き)

第5条 任期付教員は、専任教員と同様の手続きにより雇用するものとする。ただし、採用に関する通知書(発令通知書)には、任期を明記するものとする。

(業績審查)

- 第6条 再任の可否を決定するに際しては、当該教員の業績審査を行うものとする。
- 2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 教育活動に関する事項
 - 二 研究活動に関する事項
 - 三 その他、大学又は短大の運営及び社会への貢献等に関する事項

(退職)

第7条 任期を定めて雇用される教員は、当該任期中であっても、その意思により退職する ことができる。

(公表)

第8条 この規程は、学園のホームページ等により公表するものとする。

(改廃

第9条 この規程は、大学及び短大の人事委員会の議を経て、理事長の承認を得るものとする。

附 則(平成23年1月21日理事長承認) この規程は、平成23年1月21日から施行する。 別紙様式

同意書

年 月

日

学校法人植草学園理事長 殿

(氏名) 印

私は、○○大学○○に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)及び学校法人植草学園における大学・短期大学教員の任期に関する規程(平成○○年○○月○○日制定)に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで